

令和3年度第11回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日(木) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(12人)

会長	1番	小林 功		
会長職務代理者	14番	小宮山 晃次		
委員	2番	草刈 章博	3番	池本 英夫
	4番	竹下 るみ子	7番	長石 憲太郎
	8番	國岡 美保子	9番	寺坂 富雄
	10番	植木 克茂	11番	前川 義
	12番	細山 周一	13番	國岡 智

憲
志

4. 欠席委員(2人) 5番 葉狩 健一 6番 春摘 要

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

	15番	谷口 真一	16番	寺坂 静雄
	17番	西沖 和己	18番	平尾 晴

次

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第2号 地籍調査に伴う農地の地目認定について

議案第3号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

議案第4号 農用地利用配分計画(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

開 会	(開 会 午後2時00分)
事務局長	<p>ただ今から、令和3年度第11回智頭町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、14名の委員に対し12名の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>それでは開会にあたりまして小林会長にご挨拶を願います。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日第11回の智頭町農業委員会総会を開催しましたところ、足下の悪い中出席いただきありがとうございます。</p> <p>さて、毎月のように申し上げておるところでございますけれども、新型コロナウイルスの感染ということが非常に大きな課題となっております。この感染につきましても、ちょうど今年で3年目を迎えるということでもあります。鳥取県におきましても、11月、12月は割と落ち着いてきたかなと思っておりましたところが、1月に入りましてから1ヶ月に1925名、また2月は昨日までが967名と、新たな感染者が発生したということでもあります。特にクラスター、集団感染というのがちょこちょこ鳥取県にも入ってきておる。特にオミクロン株というのが非常に市中感染をするというふうにも言われておるところでもあり、全国では二百何十万人という感染者が発生しておるということでもございます。</p> <p>日本では第6波に入ったんだということで、先月17日に召集されました通常国会において岸田内閣は、新型コロナウイルスへの対応が最大の焦点であり、新型コロナウイルスに打ち勝つことに全身全霊を傾けると施政方針演説の中で発言されたということでもあります。</p> <p>このことによって22年度の審議が本格化していくのではないかとということで、国会中継を見ておりましたが、それぞれ課題についての審議がなされておるところでもございます。</p> <p>その中で、農政におきましてはコロナの影響を受ける米を初めとする農産物への需給対策と言いますか、これが論戦の焦点になってくるではなかろうかということでもあります。農林水産予算関係が2兆2777億円、その内の米の転作にあたる水田活用の直接支払交付金が前年度と同額、それに補正の部分を合わせて3,050億円ということで、転作助成がなされていくのではないかと思っているところでもあります。</p> <p>しかし、農林水産関係の法案、約6法案が今回の国会審議に出っておりますが、現場の実態を分からずして机上論によって、それぞれの思いで次々と進められているということもございます。ですので、なかなか現場の実態に即した対応が出来ないのではないかと感じるをいたしておるところでもあります。</p>

<p>事務局長</p>	<p>もう一点、智頭町農地利用最適化推進施策に係る意見書についてです。2月1日に町長及び町議会議長に、事務局2名を伴い意見書を提出し、その内容について縷々説明してきました。我々農業委員、農地利用最適化推進委員は、公募によって出て町長より選任され、本日に至っております。智頭町の農業が今後、農家が安定した生活が出来る環境づくりのためにはどうしたらよいのか、ということをも十分理解していただきながら取り組んでいただきたいなというふうに思っているところであります。</p> <p>以上、簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>異議なしということですので、2番 草刈章博委員、14番 小宮山晃次職務代理にお願いをいたします。</p> <p>議案の審議に入る前に、議案第4号「農用地利用配分計画(案)の意見決定について」申請人から取下げの申出があったため、事務局より議案の取り扱いについて説明させていただきます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>議案書の31ページをご覧ください。</p> <p>日程第3 議案第4号で審議を予定しておりました「農用地利用配分計画(案)の意見決定について」ですが、智頭町長から取下願の提出があり、2月2日付けで受付致しました。</p> <p>つきましては、審議の必要がなくなったため、本議案は取下げとなります。</p> <p>また、29ページ、30ページの議案第3号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」ですが、一部取下げがあったため、本日お手元に差し替えを配布しておりますのでご承知おき下さい。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>以上のおりでございます。</p> <p>次に、日程第2 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものです。</p>

事務局書記	<p>それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>農地の所在が大字口波多字大前土井200番3、地目は畑で面積40㎡です。権利種別は売買による所有権移転です。譲渡人は口波多275番地の●●●さん、譲受人が口波多279番地の●●●●さんです。</p> <p>転用の目的は、墓地となっております。</p> <p>譲受人の現在の墓地は高台にあり、便利が悪く移転を検討されたところ、自宅近くの集落の墓地が点在している申請地を選定されたものです。</p> <p>資力及び信用については通帳残高で確認できており、農地制度に関し信用を損なう行為等は認められておりません。転用の妨げとなる権利を有するものもないため転用事業は遅滞なく行われると考えられます。</p> <p>計画面積については、土地利用計画図から妥当と判断しました。また、土砂流出の恐れ等がある施工はないことなど、周辺の農地に与える影響も少なく転用はやむをえないと判断し、本申請を受理したものです。</p> <p>場所ですが、申請位置図をご覧ください。1ページに位置図を付けております。2ページに公図、3ページに転用事業計画書、4ページ、5ページに被害防除計画書、6ページ、7ページに土地利用計画図、8ページに現況写真をつけております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、9番 寺坂富雄委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
9 番	<p>1月30日に、両者から話を聞きました。●●●●さんの方ですが、現在の墓地がちょっと高い位置にあって、道が急で行き帰りが大変だし、墓地がもういっぱい次が建てられないということで、墓地の移転ということです。●●●●さんのかなり前から作っていない畑を、譲ってもらえないかと持ち掛け、「ええで」ということで今回の申請に至ったそうです。現在の墓地の近くであるし、周辺には墓地が点在しているというようなことで、問題はないと思います。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決</p>

	<p>定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第2 議案第2号「地籍調査に伴う地目認定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より地籍調査事業に伴う地目変更認定についての提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>認定審議の前に一言お話ししておきたいと思います。</p> <p>日常パトロールをやっておられても、山林化されておって、それで現地が分からないというところもあろうかと思えます。中には、地目変更の手続きで転用許可済みであるというところもあろうかと思えますが、地籍調査をしていないところは、どの地区ともこういうふうにならなければならぬところが多々出てこようかと思っております。</p> <p>農地パトロールについては後から皆さんにご意見を聞きたいと思えますけれども、非農地判断出来る所を事前に調査して、非農地申請をやるのか、その辺りのところも、総会の後で皆さんとお話ししてみたいと思っております。</p> <p>それでは、番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、議案第2号 番号1です。</p> <p>区域が大字早瀬、詳細は3ページから20ページに記載の159筆となります。こちらは全て地籍調査事業に伴い、農地から農地ではない他の地目に変更の意見認定を求めるものです。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、7番 長石憲太郎委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
7 番	<p>1月30日に農地ナビで確認し、判断出来ないところは航空写真、地籍調査の担当者等に確認したところ、地籍調査どおり159筆は農地でないことを確認しました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長(会長)	<p>続いて、番号2について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>区域が大字八河谷、詳細は21ページから28ページに記載の56筆となります。こちらも全て地籍調査事業に伴い、農地から農地ではない他の地目に変更の意見認定を求めるものです。</p> <p>以上です。</p>

議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に関連して、14番 小宮山晃次職務代理委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
14番	<p>報告します。</p> <p>大雪に覆われておりまして、とても現地確認出来る状況ではありませんので、私も農地ナビで検索しましたし、これまで農地パトロール等で状況を確認してきた結果から判断しまして、56筆全て農地でないものと考えますので、地籍調査のとおりであると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号について、農地以外の土地と認定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号は農地以外の土地と認定することに決定しました。</p> <p>次に、日程第2 議案第3号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>議案第3号につきましては、番号5から番号8までが13番 國岡智志委員が権利設定を受ける者となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席を願います。</p> <p style="text-align: center;">(國岡智志委員退席 午後2時30分)</p>
議長(会長)	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の29ページをご覧ください。</p> <p>1月20日付けで智頭町長から農用地利用集積計画書(案)意見の決定を</p>

	<p>求められました。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田で12,984㎡です。利用権を設定する者が5名、受ける者が4名です。期間としては、3年から5年未満が1,354㎡、5年から10年未満が7,796㎡、10年以上が3,834㎡となります。</p> <p>それでは、30ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>國岡智志委員の復席を認めます。</p> <p>(國岡智志委員復席 午後2時33分)</p>
議長(会長)	<p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。</p> <p>智頭町農業委員会第11回総会を閉会いたします。</p>
閉 会	<p>(閉 会 午後2時34分)</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和4年2月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 草 刈 章 博

智頭町農業委員会委員 小宮山 晃 次